

# 四半期報告書

(平成20年度第2四半期)

自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日

株式会社**商船三井**

本店 大阪市北区中之島三丁目6番32号

(E04236)

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
3 関係会社の状況 .....	2
4 従業員の状況 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1 生産、受注及び販売の状況 .....	4
2 経営上の重要な契約等 .....	4
3 財政状態及び経営成績の分析 .....	4
第3 設備の状況 .....	8
第4 提出会社の状況 .....	9
1 株式等の状況 .....	9
(1) 株式の総数等 .....	9
(2) 新株予約権等の状況 .....	9
(3) ライツプランの内容 .....	18
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	18
(5) 大株主の状況 .....	19
(6) 議決権の状況 .....	21
2 株価の推移 .....	21
3 役員の状況 .....	21
第5 経理の状況 .....	22
1 四半期連結財務諸表 .....	23
(1) 四半期連結損益計算書 .....	23
(2) 四半期連結貸借対照表 .....	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 .....	27
2 その他 .....	40
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	41

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	平成20年度第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 芦田 昭充
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	大阪（06）6446局6500番(代表)
【事務連絡者氏名】	本店業務室長 松田 圭司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京（03）3587局7026番(代表) 東京（03）3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 昌明、経理部長 戸塚 正次
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 本社 （東京都港区虎ノ門二丁目1番1号） 株式会社 商船三井 横浜支店 （横浜市中区山下町1番地） 株式会社 商船三井 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社 商船三井 神戸支店 （神戸市中央区港島九丁目） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成20年度 第2四半期連結 累計期間	平成20年度 第2四半期連結 会計期間	平成19年度
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（百万円）	1,094,767	587,257	1,945,696
経常利益（百万円）	185,999	103,736	302,219
四半期（当期）純利益（百万円）	124,003	68,664	190,321
純資産額（百万円）	—	819,648	751,652
総資産額（百万円）	—	1,990,596	1,900,551
1株当たり純資産額（円）	—	622.96	567.74
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	103.63	57.38	159.14
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	99.82	55.28	153.18
自己資本比率（％）	—	37.45	35.74
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	109,778	—	283,359
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△123,565	—	△260,068
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	13,429	—	△11,730
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	59,815	61,715
従業員数（人）	—	9,798	9,626

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

### (1) 重要な関係会社の異動状況

① 当第2四半期連結会計期間において、新たに提出会社の持分法適用関連会社となった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,600,000	不定期専用 船事業	20.57	有	—	—	—
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,600,000	不定期専用 船事業	20.57	有	—	—	—

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

② 当第2四半期連結会計期間において、提出会社の連結子会社ではなくなった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
㈱エスカ (注)3	東京都中央区	25	関連事業	100.00 (100.00)	—	—	—	—
TRISTAR SHIPPING NAVIGATION S.A. (注)4	PANAMA	US\$ 4,000	不定期専用 船事業	100.00	有	—	—	—
その他2社								

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

3. 平成20年7月に合併により消滅しております。

4. 平成20年9月に清算終了しております。

③ 当第2四半期連結会計期間において、提出会社の持分法適用関連会社ではなくなった会社は以下の通りです。

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
BRIGHT SHIPPING COMPANY INC. (注)2	PANAMA	US\$ 10,000	不定期専用 船事業	50.00	有	—	当社備船船舶を定期備船している。	—

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 平成20年9月に清算終了しております。

### (2) その他

BGTプロジェクトは、当社とは別人格の複数連結子会社によって運営されております。また、同プロジェクトには第三者の保証が付されており、結果、同プロジェクトに関わる連結子会社には独自の債権者が存在することになります。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	9,798 （2,598）
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	898 （207）
---------	-----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第2四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）は6つの事業区分からなり、提供するサービス内容も多種多様であります。従って、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であるため、それらを事業の種類別セグメント毎に金額、数量で示しておりません。

事業の種類別セグメントの売上高

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
不定期専用船事業（百万円）	323,362
コンテナ船事業（百万円）	199,374
ロジスティクス事業（百万円）	16,954
フェリー・内航事業（百万円）	15,573
関連事業（百万円）	37,403
その他事業（百万円）	6,178
計（百万円）	598,847
消去又は全社（百万円）	(11,590)
合計（百万円）	587,257

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

### 3【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1)業績の状況」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューを受けておりません。

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から9月30日までの3ヶ月）は、米国発の金融危機が欧州をはじめとして世界中に波及するとともに、各国の実体経済にも影響を及ぼし始めました。米国においては、住宅価格の下落等を背景に雇用をはじめとする経済指標の悪化が続き、既に景気後退局面に入ったことを示しました。欧州では、金融市場の混乱が続く中、インフレや信用収縮による影響により景気減速感が強まりました。中国は高成長を維持していますが、他国の景気減退により輸出が減少したため、成長率はやや鈍化した模様です。また、数年来上昇を続けてきた原油などの資源価格は、7月をピークに下落に転じました。

ドライバルク船市況は、7月中は堅調に推移したものの、北京オリンピック開幕に前後して下落に転じ、9月に入ってさらに下げ足を早めた結果、9月末のケープサイズの備船料市況は6月末と比較して約4分の1の水準まで急落しました。原油船VLCCの極東向け市況は期中を通じて乱高下した一方、石油製品船（MR）は堅調に推移しました。

コンテナ船については、7月中旬以降燃料油価格がやや下落したものの、東西基幹航路の荷動きが想定を下回ったことと、船腹需給悪化から欧州航路西航で運賃水準が軟化したこと等により、業績は低迷しました。

船舶燃料油価格は、原油価格と連動して7月にはUS\$750/MTを超える水準まで高騰しましたが、9月にかけてUS\$600/MT前後まで下落し、その結果当第2四半期連結会計期間の平均価格はUS\$651/MT（前年同期比73%増）となりました。また当第2四半期連結会計期間の平均為替レートは前年同期比約12円円高の¥108.08/US\$となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間（6ヶ月）は売上高、営業利益、経常利益いずれにおいても過去最高の業績を上げることが出来ました。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成19年7月1日 至平成19年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	増減額/増減率
売上高(億円)	4,943	5,872	928 / 18.8%
営業利益(億円)	774	914	140 / 18.1%
経常利益(億円)	791	1,037	245 / 31.1%
四半期純利益(億円)	527	686	159 / 30.2%

為替レート	¥120.17/US\$	¥108.08/US\$	△¥12.09/US\$
船舶燃料油価格	US\$376/MT	US\$651/MT	US\$275/MT

(注) 前年同四半期の金額および増減額・率は参考として記載しております。

また、事業の種類別セグメント毎の売上高、営業損益、経常損益及び概況は次のとおりです。

上段が売上高(億円)、中段が営業損益(億円)、下段が経常損益(億円)

事業の種類別セグメントの 名称	前第2四半期連結会計期間 (自平成19年7月1日 至平成19年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	増減額/増減率
不定期専用船事業	2,549	3,233	684 / 26.8%
	661	881	219 / 33.2%
	698	960	261 / 37.5%
コンテナ船事業	1,805	1,993	188 / 10.4%
	49	△15	△64 / -%
	70	△0	△71 / -%
ロジスティクス事業	155	169	13 / 8.8%
	3	1	△1 / △48.7%
	5	4	△1 / △24.8%
フェリー・内航事業	131	155	23 / 18.1%
	8	5	△3 / △34.9%
	8	2	△5 / △64.4%
関連事業	327	374	46 / 14.0%
	27	32	4 / 14.9%
	30	34	4 / 13.9%
その他事業	76	61	△14 / △18.9%
	27	9	△18 / △66.1%
	23	0	△22 / △96.0%

(注) 1. 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

2. 前年同四半期の金額および増減額・率は参考として記載しております。



## ①不定期専用船事業

### <ドライバルク船>

ドライバルク船市況は、7月中は第1四半期連結会計期間に引き続いて堅調に推移しましたが、8月の北京オリンピック開催を境に弱含み始め、9月以降さらに下げ足を早めた結果、当第2四半期連結会計期間末のケープサイズの傭船料は第1四半期連結会計期間末の水準から約4分の1の水準まで急落しました。ブラジル、豪州といった鉄鉱石主要輸出国の出荷量、中国の輸入量とも堅調でしたが、ブラジル鉄鉱石の出荷調整、積地滞船日数が減少したことによる船腹需給の緩和、運賃先物市場から投機資金が流出した等、複数の要因が絡み合った結果と考えられます。当第2四半期連結会計期間を通じての平均市況は、前年同期とほぼ同水準となりましたが、中長期契約による安定収益が増加したことと、5-6月の市況高騰時に成約した数航海が当期に計上されたこともあり、当第2四半期連結会計期間の利益は前年同期を大幅に上回りました。

### <油送船・LNG船>

油送船部門のうち、原油船のペルシャ湾積み日本向けダブルハルVLCC市況は、7月にWS250近辺まで急騰後、8月にかけて船腹余剰感からWS100を割り込み、9月末にはWS150近辺まで戻すという激しい動きを見せましたが、総じて高水準で推移しました。プロダクト船(MR)市況はガソリンや軽油等の活発な荷動きに支えられて好調でした。LPG船市況は、遠距離スポット輸送の増加などにより8月まで好調に推移しましたが、9月以降は製品価格の下落局面で中東からの出荷量が減少したことにより市況は軟化しました。これらの結果、同部門の損益は前年同期比(7-9月)増益となりました。

LNG船部門は長期契約による安定収益に支えられ、前年同期比並みの利益となりました。

### <自動車船>

自動車船部門については、一般的に荷動きが堅調であったことから、当第2四半期連結会計期間の利益はほぼ前年同期並となりました。

## ②コンテナ船事業

基幹航路の一つである北米航路においては、5月に導入した変動性燃料油サーチャージの効果が現れてきたことによる賃率改善に加え、アジア向けの西航において荷動きが大幅に増加し、運賃水準も上昇した、というプラス要因があったものの、東航の荷動きが米国の景気悪化を背景に低迷した影響が大きく、同航路の前年同期比での損益改善は小幅に留まりました。欧州航路においては、アジア発西航の荷動きは、米国の金融不安が波及して欧州景気が減退した影響で、前年同期比増加はしたものの想定を下回る一ケタ台の伸び率に留まりました。また、同航路へは北米航路から転配された大型船の投入も相次いだことから需給環境が悪化し、運賃市況が急落しました。これにより同航路の損益は前年同期比大幅に悪化しました。南北航路においては新興国向け貨物を中心に荷動きは好調でしたが、いまだ高水準にある燃料油価格をカバーしきれず、損益は前年同期比悪化しました。これらの結果、コンテナ船事業における当第2四半期連結会計期間の損益は前年同期比大幅に悪化する結果となりました。

## ③ロジスティクス事業

日本発着航空貨物の荷動きは伸び悩んだものの、海外現法における貨物取扱いが堅調に推移、また当事業において取り組んでおります買い付け物流(MCS)(注)事業の順調な拡大も寄与し、当第2四半期連結会計期間の利益は前年同期並となりました。

(注) MOL Consolidation Service。主に欧米の大手小売・アパレル業者等が中国等アジア諸国から直接商品を買付けする「買い付け物流」を支える物流サービス。

## ④フェリー・内航事業

ガソリン価格上昇によるマイカー旅行の減少傾向により、夏のピークシーズンにおける集客は不調に終わったことに加え、高水準の燃料油価格がフェリー事業の損益を圧迫し、当第2四半期連結会計期間の損益は前年同期比悪化しました。

## ⑤関連事業

主要子会社であるダイビル㈱を中心とする不動産事業については、業績は概ね堅調でした。商社事業においては船用商材販売部門が好調を維持しました。客船事業においては、クルーズ集客は好調でしたが、燃料油価格の上昇が損益を圧迫しました。これらの結果、関連事業セグメント全体では、当第2四半期連結会計期間の利益はほぼ前年同期並みとなりました。

#### ⑥その他事業

主にコストセンターであるその他事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがあります。同事業における当第2四半期連結会計期間の利益は前年同期をやや下回りました。

所在地別セグメントの業績は、次の通りです。

##### ①日本

売上高は5,695億円、営業利益は873億円でした。

##### ②北米

売上高は131億円、営業利益は24億円でした。

##### ③欧州

売上高は85億円、営業利益は10億円でした。

##### ④アジア

売上高は113億円、営業利益は11億円でした。

##### ⑤その他

売上高は15億円、営業利益は0億円でした。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ102億円増加し、598億円となりました。当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は1,029億円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益の増加1,077億円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は719億円となりました。これは主に船舶投資を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出785億円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって支出された資金は222億円となりました。これは主にコマーシャル・ペーパーの減少によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は55百万円となっております。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、当社グループにおける主要な設備の異動は次の通りであります。

##### ①船舶

当第2四半期連結会計期間において、4隻、223千重量トンが竣工し、また、3隻、92千重量トンを購入しました。

一方、船隊の若返りと競争力を高めるため2隻、286千重量トンの老朽船等を売却いたしました。

##### 所有船舶の増減

	事業の種類別セグメントの名称	隻数	積載重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
増加	不定期専用船事業	6	227	16,098
	コンテナ船事業	1	89	11,215
	合計	7	316	27,313
減少	不定期専用船事業	2	286	2,149
	合計	2	286	2,149

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

##### ②その他

重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、売却及び除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、売却及び除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	大阪、東京、名古屋 (以上 市場第一部)、 福岡の各証券取引所	—
計	1,206,286,115	1,206,286,115	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ① 新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成14年6月25日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	40,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 264円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月26日から 平成24年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 264円 資本組入額 264円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。

3. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成15年6月25日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	44個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	44,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 377円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月20日から 平成25年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 377円 資本組入額 377円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

<平成16年6月24日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	296個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	296,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 644円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 644円 資本組入額 644円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

<平成17年6月23日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	888個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	888,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 762円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 762円 資本組入額 762円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。

3. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社役員及び当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	953個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	953,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。



<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,190個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,190,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議及び会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	530個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	530,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,569円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	1,230個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,230,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,569円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ② 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ③ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

② 新株予約権付社債

平成18年3月29日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	49,030個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	44,358,997株
新株予約権の行使時の払込金額	1,105.3円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年4月12日から 平成23年3月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,105.3円 資本組入額 553円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
新株予約権付社債の残高	49,030百万円
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日 ～ 平成20年9月30日	—	1,206,286	—	65,400	—	44,371

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	164,732	13.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	64,353	5.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	41,816	3.47
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済業 務室)	P. O. BOX 351 BOSTON, MASSACHUSETTS, 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	38,550	3.20
資産管理サービス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	32,381	2.68
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	30,000	2.49
株式会社みずほコーポレート 銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都中央区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	21,549	1.79
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON, MASSACHUSETTS, 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	19,736	1.64
メロンバンクエヌエーアズエー ジェントフォーイッツクライア ントメロンオムニバスユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	ONE BOSTON PLACE, BOSTON, MASSACHUSETTS, 02108 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	16,310	1.35
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,240	1.10
計	—	442,668	36.70

(注) 1. 記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社164,732千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社64,353千株、資産管理サービス信託銀行株式会社32,381千株

3. バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から、平成20年7月18日付で提出された大量保有報告書により、平成20年7月14日現在でバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社他共同保有者がそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	17,589	1.46
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	25,783	2.14
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	7,832	0.65
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	11,137	0.92
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	1,850	0.15
計	64,191	5.32

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 11,701,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,183,534,000	1,183,534	—
単元未満株式	普通株式 11,051,115	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,206,286,115	—	—
総株主の議決権	—	1,183,534	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が36,000株 (議決権の数36個) 含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 商船三井	大阪市北区中之島三丁目6番32号	9,013,000	—	9,013,000	0.75
大阪船舶株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目18番11号	144,000	—	144,000	0.01
第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富二丁目14番4号	2,544,000	—	2,544,000	0.21
計	—	11,701,000	—	11,701,000	0.97

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が22,571株 (議決権の数22個) あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」に含まれております。

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	1,478	1,682	1,647	1,522	1,404	1,290
最低 (円)	1,198	1,420	1,369	1,336	1,171	835

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結損益計算書】  
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	1,094,767
売上原価	873,979
売上総利益	220,787
販売費及び一般管理費	※ 56,157
営業利益	164,630
営業外収益	
受取利息	1,479
受取配当金	2,601
持分法による投資利益	13,751
為替差益	6,420
その他営業外収益	5,405
営業外収益合計	29,658
営業外費用	
支払利息	7,572
その他営業外費用	716
営業外費用合計	8,288
経常利益	185,999
特別利益	
固定資産売却益	9,822
投資有価証券売却益	4
備船解約金	4,312
その他特別利益	1,018
特別利益合計	15,157
特別損失	
固定資産売却損	231
固定資産除却損	83
投資有価証券評価損	1,773
投資有価証券売却損	3
貸倒引当金繰入額	1
特別退職金	20
その他特別損失	611
特別損失合計	2,725
税金等調整前四半期純利益	198,432
法人税等	71,369
少数株主利益	3,058
四半期純利益	124,003

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
売上高	587,257
売上原価	465,875
売上総利益	121,381
販売費及び一般管理費	※ 29,969
営業利益	91,412
営業外収益	
受取利息	813
受取配当金	693
持分法による投資利益	8,043
為替差益	2,972
その他営業外収益	3,864
営業外収益合計	16,386
営業外費用	
支払利息	3,753
その他営業外費用	308
営業外費用合計	4,062
経常利益	103,736
特別利益	
固定資産売却益	5,587
投資有価証券売却益	3
その他特別利益	714
特別利益合計	6,305
特別損失	
固定資産売却損	230
固定資産除却損	82
投資有価証券評価損	1,770
投資有価証券売却損	3
その他特別損失	249
特別損失合計	2,336
税金等調整前四半期純利益	107,705
法人税等	37,580
少数株主利益	1,459
四半期純利益	68,664

## (2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	60,407	62,982
受取手形及び営業未収金	253,857	244,535
有価証券	38	41
たな卸資産	※1 60,032	※1 46,650
繰延及び前払費用	82,328	71,526
繰延税金資産	7,607	5,018
その他流動資産	90,312	75,647
貸倒引当金	△517	△324
流動資産合計	554,068	506,077
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	619,589	598,585
建物及び構築物（純額）	86,181	88,732
機械装置及び運搬具（純額）	13,097	11,119
器具及び備品（純額）	5,523	5,661
土地	180,600	180,588
建設仮勘定	216,548	162,196
その他有形固定資産（純額）	1,794	940
有形固定資産合計	※2 1,123,335	※2 1,047,824
無形固定資産		
のれん	5,801	7,167
その他無形固定資産	9,690	9,668
無形固定資産合計	15,492	16,835
投資その他の資産		
投資有価証券	216,828	230,940
長期貸付金	28,608	29,651
長期前払費用	5,197	5,757
繰延税金資産	2,721	2,818
その他長期資産	46,457	62,803
貸倒引当金	△2,114	△2,158
投資その他の資産合計	297,700	329,813
固定資産合計	1,436,528	1,394,473
資産合計	1,990,596	1,900,551

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末  
(平成20年9月30日)前連結会計年度末に係る  
要約連結貸借対照表  
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	231,923	180,281
社債短期償還金	32,560	29,106
短期借入金	85,991	86,314
未払法人税等	64,203	82,214
前受金	36,494	85,950
繰延税金負債	1,275	1,008
引当金		
賞与引当金	4,985	5,696
役員賞与引当金	169	274
引当金計	5,155	5,970
コマーシャル・ペーパー	36,000	10,000
その他流動負債	64,219	47,543
流動負債合計	557,823	528,390
固定負債		
社債	123,978	137,906
長期借入金	329,657	321,373
繰延税金負債	59,955	66,402
引当金		
退職給付引当金	13,928	14,469
役員退職慰労引当金	1,962	2,160
特別修繕引当金	14,507	15,457
引当金計	30,398	32,086
その他固定負債	69,135	62,738
固定負債合計	613,124	620,508
負債合計	1,170,948	1,148,898
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,350
資本剰余金	44,576	44,449
利益剰余金	639,657	536,096
自己株式	△6,544	△6,051
株主資本合計	743,089	639,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,829	31,647
繰延ヘッジ損益	△5,508	12,051
為替換算調整勘定	△13,031	△4,227
評価・換算差額等合計	2,290	39,471
新株予約権	1,349	967
少数株主持分	72,918	71,369
純資産合計	819,648	751,652
負債純資産合計	1,990,596	1,900,551

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	198,432
減価償却費	40,348
持分法による投資損益 (△は益)	△13,751
投資有価証券評価損益 (△は益)	1,773
引当金の増減額 (△は減少)	△2,172
受取利息及び受取配当金	△4,080
支払利息	7,572
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1
有形固定資産除売却損益 (△は益)	△9,506
為替差損益 (△は益)	△4,992
売上債権の増減額 (△は増加)	△69,713
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△13,556
仕入債務の増減額 (△は減少)	52,394
その他	6,387
小計	189,133
利息及び配当金の受取額	10,836
利息の支払額	△7,938
法人税等の支払額	△82,253
営業活動によるキャッシュ・フロー	109,778
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△1,258
投資有価証券の売却による収入	913
有形及び無形固定資産の取得による支出	△135,781
有形及び無形固定資産の売却による収入	16,093
短期貸付金の増減額 (△は増加)	△4,605
長期貸付けによる支出	△206
長期貸付金の回収による収入	851
その他	427
投資活動によるキャッシュ・フロー	△123,565

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期社債の純増減額 (△は減少)	△2,092
短期借入金の純増減額 (△は減少)	8,216
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	26,000
長期借入れによる収入	47,924
長期借入金の返済による支出	△39,610
社債の発行による収入	5,292
社債の償還による支出	△10,847
自己株式の取得による支出	△890
自己株式の売却による収入	475
配当金の支払額	△20,328
少数株主への配当金の支払額	△425
その他	△283
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,429
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,693
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,050
現金及び現金同等物の期首残高	61,715
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	150
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 59,815

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、CUMULUS MARITIME INC. を含む2社は新たに設立したため、MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBHは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 みやこ商事(株)を含む2社は第1四半期連結会計期間において合併により消滅及び清算終了したため、連結の範囲から除外しております。 また、(株)エスカを含む4社は当第2四半期連結会計期間において合併により消滅及び清算終了したため、連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 264社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	持分法適用関連会社 (1) 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、MAPLE LNG TRANSPORT INC. は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。 当第2四半期連結会計期間より、J5 NAKILAT NO.1 LTD. を含む2社は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。 また、BRIGHT SHIPPING COMPANY INC. は当第2四半期連結会計期間において清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 56社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 この変更による影響は軽微であります。



	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(3) 未完了航海に対応する運賃未収分の会計処理</p> <p>従来、当社では未収運賃は本船の積切出帆時に営業未収金として認識し、一方、運賃収益は航海完了基準（コンテナ船事業においては複合輸送進行基準）に基づき連結貸借対照表日において未完了航海に対応する部分（コンテナ船事業においては日割り繰延部分）を、前受金として繰延べる方法によっておりましたが、当連結会計年度より、未完了航海に対応する運賃未収分を連結貸借対照表日における営業未収金、前受金双方から控除する方法に変更しております。</p> <p>これは、当該方法が業界他社の採用する方法の大勢となっている状況を勘案し、かつ当連結会計年度に当該方法に対応可能な運賃管理システムが整備されたため、他社との比較可能性を確保し、当社の財政状態をより適切に示すために変更したものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法に拠った場合に比べ、営業未収金、前受金の額はそれぞれ59,378百万円少なく計上されております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りであります。

(百万円)

役員報酬及び従業員給与	24,720
退職給付費用	1,457
賞与引当金繰入額	3,646
役員賞与引当金繰入額	169
貸倒引当金繰入額	224
役員退職慰労引当金繰入額	313

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りであります。

(百万円)

役員報酬及び従業員給与	13,070
退職給付費用	894
賞与引当金繰入額	1,877
役員賞与引当金繰入額	83
貸倒引当金繰入額	103
役員退職慰労引当金繰入額	175

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
※1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)			※1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)		
原材料及び貯蔵品	58,519		原材料及び貯蔵品	45,483	
その他	1,512		その他	1,166	
※2 有形固定資産の減価償却累計額	764,751百万円		※2 有形固定資産の減価償却累計額	757,549百万円	
3 偶発債務			3 偶発債務		
保証債務等			保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
JOINT GAS TWO LTD.	11,424 (US\$110,306千)	支払備船料等	JOINT GAS TWO LTD.	11,324 (US\$113,033千)	支払備船料等
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	10,442 (US\$100,825千)	船舶建造資金 借入金他	JOINT GAS LTD.	7,819 (US\$78,046千)	支払備船料等
JOINT GAS LTD.	7,865 (US\$75,941千)	支払備船料等	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	7,443 (US\$74,292千)	船舶建造資金 借入金他
MONTERIGGIONI INC.	6,358 (US\$60,999千)	支払備船料等	MONTERIGGIONI INC.	6,697 (US\$56,039千)	支払備船料等
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	4,743	船舶建造資金 借入金	MAPLE LNG TRANSPORT INC.	4,891	船舶建造資金 借入金
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	3,924 (US\$37,896千)	船舶建造資金 借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	3,972 (US\$39,646千)	船舶建造資金 借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,897 (US\$37,628千)	船舶建造資金 借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,943 (US\$39,360千)	船舶建造資金 借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	3,895 (US\$37,613千)	船舶建造資金 借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	3,937 (US\$39,303千)	船舶建造資金 借入金他
CAMARTINA SHIPPING INC.	3,806 (US\$36,754千)	船舶建造資金 借入金	CAMARTINA SHIPPING INC.	3,861 (US\$38,540千)	船舶建造資金 借入金
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD.	3,132 (US\$30,249千)	金利スワップ 関連他	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD.	3,352 (US\$33,460千)	金利スワップ 関連他
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	2,880	船舶購入資金 借入金	従業員	2,162	住宅・教育 ローン

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
従業員	1,993	住宅・教育 ローン	㈱ワールド 流通センター	1,709	倉庫建設資金 借入金
㈱ワールド 流通センター	1,615	倉庫建設資金 借入金	その他(28件)	6,065 (US\$38,409千他)	
その他(35件)	4,623 (US\$27,481千他)		合計(円貨) 合計 (外貨/内数)	67,181 (US\$550,131千他)	
合計(円貨) 合計 (外貨/内数)	70,605 (US\$555,696千他)				
※保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$555,696千他の円貨額は 58,170百万円であります。 上記のうち再保証額は111百万円であります。 (百万円)			※保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$550,131千他の円貨額は 56,796百万円であります。 上記のうち再保証額は119百万円であります。 (百万円)		
連帯債務のうち他の連帯債務者負担額	18,619 (百万円)		連帯債務のうち他の連帯債務者負担額	22,337 (百万円)	
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	9,700		社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	9,700	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (百万円)	
現金及び預金勘定	60,407
預入期間が3か月を超える定期預金	△592
現金及び現金同等物	59,815

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,206,286千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,763千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,349百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	20,353	17	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	18,557	15.5	平成20年9月30日	平成20年11月26日	利益剰余金

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	ロジスティクス事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)									
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	322,604	199,035	16,602	15,528	31,170	2,315	587,257	—	587,257
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	758	339	352	44	6,232	3,862	11,590	(11,590)	—
計	323,362	199,374	16,954	15,573	37,403	6,178	598,847	(11,590)	587,257
営業利益又は損失(△)	88,151	△1,548	181	582	3,216	946	91,529	(117)	91,412
経常利益又は損失(△)	96,084	△44	437	296	3,436	94	100,304	3,431	103,736

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	ロジスティクス事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)									
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	594,859	372,017	32,777	29,217	61,064	4,829	1,094,767	—	1,094,767
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,549	835	696	80	12,170	7,516	22,848	(22,848)	—
計	596,409	372,853	33,474	29,297	73,234	12,345	1,117,615	(22,848)	1,094,767
営業利益又は損失(△)	160,329	△4,974	406	184	6,508	2,735	165,189	(559)	164,630
経常利益又は損失(△)	171,152	△2,226	922	△280	7,177	1,364	178,110	7,888	185,999

(注) 各事業区分に属する主要な事業

事業区分	主要な事業
不定期専用船事業	船舶運航業、貸船業、船舶管理業、運送代理店業
コンテナ船事業	船舶運航業、貸船業、コンテナターミナル業、運送代理店業、港湾運送業
ロジスティクス事業	通関業、貨物運送取扱業、倉庫業
フェリー・内航事業	フェリー及び内航海運業、貨物運送取扱業
関連事業	不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、その他
その他事業	船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業、その他

【所在地別セグメント情報】

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	567,542	8,868	3,086	7,734	25	587,257	—	587,257
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,997	4,244	5,490	3,623	1,520	16,876	(16,876)	—
計	569,539	13,112	8,576	11,358	1,545	604,133	(16,876)	587,257
営業利益	87,312	2,459	1,040	1,156	27	91,995	(583)	91,412
経常利益	96,246	2,654	369	1,248	52	100,571	3,164	103,736

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	1,055,706	15,603	8,935	14,480	41	1,094,767	—	1,094,767
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,187	8,993	7,456	5,950	2,743	28,332	(28,332)	—
計	1,058,894	24,596	16,392	20,431	2,784	1,123,099	(28,332)	1,094,767
営業利益	157,115	4,283	2,437	2,096	113	166,046	(1,415)	164,630
経常利益	170,819	4,714	854	2,254	151	178,793	7,205	185,999

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………英国、オランダなど欧州諸国
- (3) アジア……………中近東、中国などアジア諸国
- (4) その他……………中南米、アフリカ、オセアニア諸国

3. 「日本」のセグメントに属する連結子会社には、「日本」の売上に対応する営業費用を有する在外子会社を含みます。



【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	中南米	オセアニア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	124,111	97,834	104,735	68,144	101,472	36,072	532,371
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	—	—	587,257
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	21.1	16.7	17.8	11.6	17.3	6.1	90.7

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	北米	欧州	アジア	中南米	オセアニア	その他	計
I 海外売上高（百万円）	220,080	178,249	201,405	136,507	182,539	67,950	986,732
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	—	—	—	1,094,767
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	20.1	16.3	18.4	12.5	16.7	6.2	90.1

（注）1. 地域は地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次の通りであります。

- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………英国、オランダなど欧州諸国
- (3) アジア……………中近東、中国などアジア諸国
- (4) 中南米……………ブラジル、チリなど中南米諸国
- (5) オセアニア……………オーストラリアなどオセアニア諸国
- (6) その他……………上記以外

3. 海外売上高の主なものは外航に係る海運業収益であります。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 381百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名、執行役員 20名、従業員 38名、 国内連結子会社社長 36名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 1,760,000株
付与日	平成20年8月8日
権利確定条件	権利行使条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年7月25日から平成30年6月24日まで
権利行使価格	1,569円
付与日における公正な評価単価	217円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	622.96円	1株当たり純資産額	567.74円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	103.63円	1株当たり四半期純利益金額	57.38円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	99.82円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	55.28円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	124,003	68,664
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	124,003	68,664
期中平均株式数(千株)	1,196,567	1,196,577
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	45,656	45,577
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年7月24日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,760千株)	平成20年7月24日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,760千株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………18,557百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………15円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年11月26日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社商船三井  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 澄紀 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.(3)に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より未完了航海に対応する運賃未収分を営業未収金、前受金双方から控除する会計処理方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。